

# 家族関係登録

## 概要

韓国政府は、2007年12月31日に従来の戸籍制度を廃止しました。その代替法として2008年1月1日から「家族関係登録等に関する法律」が施行されました。同法施行により、これまで戸主を中心とした「家」単位での「戸籍」から、国民それぞれの「個人」単位での「家族関係登録簿」に変わりました。

### 戸籍制度から家族関係登録への変更

従来の戸籍	家族関係登録	従来の戸籍	家族関係登録
戸籍(簿)	→ 家族関係登録(簿)	転籍	→ 登録基準地変更
戸籍謄(抄)本(1種類)	→ 家族関係記録事項証明書(5種類)	就籍	→ 家族関係登録創設
本籍地	→ 登録基準地		

### 目的別証明書の発給

証明書の種類	共通記載事項	記載事項
家族関係証明書	本人の登録基準地、 姓名、性別、本貫、 出生年月日および 住民登録番号	父母、配偶者、子女の人的事項(3代まで記載可)
基本証明書		本人の出生、死亡、改名等の人的事項
婚姻関係証明書		配偶者の人的事項および婚姻・離婚に関する事項
入養関係証明書		養父母または養子の人的事項および入養・罷養に関する事項
親養子入養関係証明書		親生父母・養父母または親養子の人的事項および罷養に関する事項

 相続等で従来の戸籍が必要な場合は、従来の「戸籍謄本」を「除籍謄本」として発給を受けることができます。

## ● 家族関係登録等の各種申告（申請）

各種家族関係登録の申告（申請）に必要な書類をご案内します。

**注意！** みんだん生活相談センターでは家族関係登録の申告（申請）のご案内や代行はできません！  
※詳しくは、最寄りの民団本部・支部もしくは、管轄の総領事館にお尋ねください。

**出生申告** **死亡申告** **婚姻申告** **離婚申告** **創設許可申告** **旅券** ⇐ 項目をクリック！

### ▽出生申告

※赤字の申告書はクリックするとダウンロード（PDF）できます。

区 分	具 備 書 類
両親が韓国人	<p><input type="checkbox"/> <b>出生申告書（様式あり）</b></p> <p>▽日本の市区町村役所で発給された出生届記載事項証明書の原本とハングル翻訳文 ▽父親の家族関係証明書と婚姻関係証明書 各1部 ▽申告人の身分証明書（特別永住者（在留）カード、旅券等） ▽申告人の印鑑</p>
韓国人と日本人との間で出生（複数国籍者）	<p><input type="checkbox"/> <b>出生申告書（様式あり）</b></p> <p>▽出生事項が記載された日本の戸籍謄本とハングル翻訳文 ▽韓国人の家族関係証明書と婚姻関係証明書 各1部 ▽申告人の身分証明書（特別永住者（在留）カード、旅券等） ▽申告人の印鑑 ※母親が日本人で婚姻申告後、300日以内に出生した子供の場合、母親の婚姻前の戸籍謄本とハングル翻訳文</p>
韓国人と日本人以外の外国人との間で出生	<p><input type="checkbox"/> <b>出生申告書（様式あり）</b></p> <p>▽日本の市区町村役所で発給された出生届記載事項証明書の原本とハングル翻訳文 ▽韓国人の家族関係証明書と婚姻関係証明書 各1部 ▽申告人の身分証明書（特別永住者（在留）カード、旅券等） ※韓国の出生申告の前に、父親または母親の国籍を取得した場合は、出生者の旅券が必要 ※母親が外国人で婚姻申告後、300日以内に出生した子供の場合、母親が婚姻前に独身であったことを証明する本国の書類とハングルの翻訳文も必要</p>

## ▽死亡申告

区 分	具 備 書 類
韓国人の死亡	<p><b>□<u>死亡申告書</u>（様式あり）</b></p> <p>▽日本の市区町村役所で発給された死亡届記載事項証明書原本とハングル翻訳文</p> <p>▽死亡した方の家族関係証明書と基本証明書 各1部</p> <p>▽申告人の身分証明書（特別永住者（在留）カード、旅券等）</p> <p>▽申告人の印鑑</p>

## ▽婚姻申告

区 分	具 備 書 類
韓国人同士の婚姻	<p><b><u>□婚姻申告書（様式あり）</u></b></p> <p>▽日本の市区町村役所で発給された婚姻受理証明書の原本とハングル翻訳文</p> <p>▽夫婦双方の家族関係証明書と婚姻関係証明書 各1部</p> <p>▽夫婦双方の身分証明書（特別永住者（在留）カード、旅券等）</p> <p>▽夫婦双方の印鑑</p>
韓国人と日本人の婚姻	<p><b><u>□婚姻申告書（様式あり）</u></b></p> <p>▽婚姻事項が記載された日本の戸籍謄本とハングル翻訳文、または婚姻受理証明書とハングル翻訳文 + 日本人配偶者の旅券</p> <p>▽韓国人の家族関係証明書と婚姻関係証明書 各1部</p> <p>▽夫婦双方の身分証明書（特別永住者（在留）カード、旅券等）</p> <p>▽夫婦双方の印鑑</p>
韓国人と日本人以外の外国人と婚姻	<p><b><u>□婚姻申告書（様式あり）</u></b></p> <p>▽日本の市区町村役所で発給された婚姻受理証明書の原本とハングル翻訳文</p> <p>▽韓国人の家族関係証明書と婚姻関係証明書 各1部</p> <p>▽外国人の旅券</p> <p>▽夫婦双方の身分証明書（特別永住者（在留）カード、旅券等）</p> <p>▽夫婦双方の印鑑</p>

## ▽離婚申告＜協議離婚の場合＞

区 分	具 備 書 類
韓国人同士の離婚	<p> 申告順 ①韓国への離婚申告 ⇄ ②日本の役所への離婚申告</p> <p><input type="checkbox"/> 協議離婚意思確認申告書 1部（様式あり / 領事館備置）</p> <p><input type="checkbox"/> 陳述要旨書 1部（様式あり / 領事館備置）</p> <p><input type="checkbox"/> 離婚申告書 3部（領事館備置）</p> <p>▽双方の家族関係証明書と婚姻関係証明書 各 1部</p> <p>▽双方の在外国民登録簿謄本（管轄領事館で発行）</p> <p>▽双方の身分証明書（特別永住者（在留）カード、旅券等）</p> <p>▽双方の印鑑</p> <p>※基本的に離婚する夫婦 2人が管轄領事館に出向き、担当領事と面談し意思を確認をする</p> <p>※日本の役所には、離婚事実が記載されている証明書を提出すると離婚が成立する</p>
韓国人と日本人の離婚	<p> 申告順 ①日本の役所への離婚申告 ⇄ ②韓国への離婚申告</p> <p><input type="checkbox"/> <u>離婚申告書</u>（様式あり）</p> <p>▽離婚事項が記載された日本の戸籍謄本とハングル翻訳文</p> <p>▽韓国人の家族関係証明書と婚姻関係証明書 各 1部</p> <p>▽双方の身分証明書（特別永住者（在留）カード、旅券等）</p> <p>▽双方の印鑑</p>
韓国人と日本人以外の外国人と離婚	<p> 申告順 ①日本の役所への離婚申告 ⇄ ②韓国への離婚申告</p> <p><input type="checkbox"/> <u>婚姻申告書</u>（様式あり）</p> <p>▽日本の市区町村役所で発給された離婚受理証明書の原本とハングル翻訳文</p> <p>▽韓国人の家族関係証明書と婚姻関係証明書 各 1部</p> <p>▽双方の身分証明書（特別永住者（在留）カード、旅券等）</p> <p>▽双方の印鑑</p>

## ▽離婚申告＜裁判での離婚の場合＞

区 分	具 備 書 類
調 停	<p><input type="checkbox"/> <u>離婚申告書</u>（様式あり）</p> <p>▽調停調書原本とハングル翻訳文</p> <p>▽申告人の身分証明書（特別永住者（在留）カード、旅券等）</p> <p>▽申告人の印鑑</p> <p>▽韓国人の家族関係証明書と婚姻関係証明書 各 1部</p> <p>※配偶者が日本人の場合、離婚事実が記載された戸籍謄本原本とハングル翻訳文</p>
和 解	<p><input type="checkbox"/> <u>離婚申告書</u>（様式あり）</p> <p>▽和解調書原本とハングル翻訳文</p> <p>▽申告人の身分証明書（特別永住者（在留）カード、旅券等）</p> <p>▽申告人の印鑑</p> <p>▽韓国人の家族関係証明書と婚姻関係証明書 各 1部</p> <p>※配偶者が日本人の場合、離婚事実が記載された戸籍謄本原本とハングル翻訳文</p>
判 決	<p><input type="checkbox"/> <u>離婚申告書</u>（様式あり）</p> <p>▽判決調書原本とハングル翻訳文</p> <p>▽確定証明書原本とハングル翻訳文</p> <p>▽申告人の身分証明書（特別永住者（在留）カード、旅券等）</p> <p>▽申告人の印鑑</p> <p>▽韓国人の家族関係証明書と婚姻関係証明書 各 1部</p> <p>※配偶者が日本人の場合、離婚事実が記載された戸籍謄本原本とハングル翻訳文</p>

## ▽家族関係登録創設許可申告 ※家族関係登録（旧戸籍）がなく、創設する方

区 分	具 備 書 類
創 設	<p><b><u>□家族関係登録創設許可申告書（様式あり）</u></b></p> <p>▽日本の市区町村役所で発給された出生届記載事項証明書の原本とハングル翻訳文</p> <p>▽日本の住民票の原本とハングル翻訳文</p> <p>▽在外国民登録簿謄本（管轄領事館で発行）</p> <p>▽申告人の身分証明書（特別永住者（在留）カード、旅券等）</p> <p>▽申告人の印鑑</p>



## ▽旅券(電子パスポート)の発給

区 分	具 備 書 類
旅券の発給 ＜新規・更新＞	<p><b>□旅券(再)発給申請書(様式あり/ハングルのみ)</b></p> <p>▽カラー写真(3.5cm×4.5cm、背景白、正面、白色の服装不可)            ※写真は厳格な規定がありますので、領事館の機械で撮影するのが望ましい</p> <p>▽特別永住者(在留)カードの裏表コピー</p> <p>▽手数料(一覧表参照)</p> <p>※旅券更新の場合は、古い旅券も必要です</p> <p>※家族関係証明書、基本証明書が必要な場合もあります(領事館へ問い合わせ願います)</p>
多重国籍者 ※日本と韓国の二重国籍者(家族関係登録を行った方)	<p><b>□旅券(再)発給申請書(様式あり/ハングルのみ)</b></p> <p>▽カラー写真(3.5cm×4.5cm、背景白、正面、白色の服装不可)            ※写真は厳格な規定がありますので、領事館の機械で撮影するのが望ましいです</p> <p>▽日本の戸籍謄本と住民票(ハングル翻訳必要)</p> <p>▽家族関係証明書、基本証明書</p> <p>▽手数料(一覧表参照)</p> <p>※日本の旅券がある方は、日本の旅券とコピー(顔写真のページ)</p> <p>※韓国旅券の更新の場合は、古い旅券とコピー(顔写真のページ)</p>

## ■旅券手数料一覧(2024.4.5現在)

旅券の種類		枚 数	手 数 料
電子旅券	有効期限 10 年 (18 歳以上の希望者)	58 枚	6,890 円
		26 枚	6,500 円
	有効期限 5 年 (18 歳以上の希望者、8 ~ 17 歳の未成年者)	58 枚	5,850 円
		26 枚	5,460 円
	有効期限 5 年 (0 ~ 7 歳の未成年者)	58 枚	4,290 円
		26 枚	3,900 円
有効期限 5 年未満		26 枚	1,950 円

※上記手数料は、急遽変更になることがあります。大使館領事部のホームページもしくはお電話でご確認願います。  
 ○駐日韓国大使館 HP <https://overseas.mofa.go.kr/jp-ja/index.do> /TEL 03-3455-2601(大使館領事部)

## 参考 在日韓国人の兵役に関して

兵役は、大韓民国憲法で定められた国民の義務です。当然、海外に居住する大韓民国国民にも義務は課されます。

従来、在外国民は、国内適応および軍服務が困難であるとの判断から、「在外国民2世」の制度によって実質的に兵役は免除されておりました。

しかし、兵役逃れのため海外に移住したり、国籍出生地主義の国で、二重国籍を取得させ、韓国籍を放棄するという徴兵忌避等が、社会的問題になったことから、2012年の兵役法改正により、一定の条件をクリアしない在日韓国人の場合は、「在外国民2世」と認定されず兵役義務が課せられるようになりました。

### 👉 一定の条件とは？

➤日本で生まれた方、もしくは6歳以前に日本に入国した方で、17歳になる前に本人と父母が「特別永住者」もしくは「永住者」の資格を取得した方。

※但し、下記の方は認められない

⇨17歳以前に通算3年以上、韓国で修学した方

⇨7歳から17歳までの期間中、1年に通算90日を越えて韓国内に滞在した方

### 👉 申請方法は？

➤18歳から管轄公館に「在外国民2世」の申請が可能。認定されれば、37歳まで兵役は延期（免除）

※但し、旅券更新の度に申請が必要

## 注意！ 以下の場合、在外国民2世の地位が取り消されます！

### ●1994年1月1日以後の出生者の場合

➤本人が18歳になる1月1日から通算3年を超えて韓国に滞在

➤父または母が、韓国に永久帰国

### ●1993年12月31日以前の出生者の場合

➤2018年5月29日以後、本人が通算3年を超えて韓国に滞在

➤2018年5月29日以後、父または母が、韓国に永久帰国

👉 上記の「在外同胞2世」に該当しない方は、個々の事情によって、必要書類等、変わりますので、管轄公館にご相談ください。